

インプルーヴ 梅名の里  
指定介護予防認知症対応型通所介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静和会が設置経営する指定介護予防認知症対応型通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力及び認知症の程度に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定介護予防認知症対応型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、三島市規則、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に指定介護予防認知症対応型通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。  
インプルーヴ 梅名の里（以下、「事業所」という）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。  
静岡県三島市梅名 582 番地の3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（生活相談員と兼務）  
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

三 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

四 看護師若しくは介護職員 3 名以上

看護師は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な看護を行う。

介護職員は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 通常 月・火・水・木・金・土 (但し、年末年始は除く)
- 二 営業時間 指定介護予防認知症対応型通所介護(単独型)  
9 時 00 分から午後 16 時 05 分

(利用定員)

第8条 1 日に指定介護予防認知症対応型通所介護のサービスを提供する定員は 21 名とし、その内訳を以下のとおりとする。

- 一 指定介護予防認知症対応型通所介護(単独型)12 名×1 単位 及び 9 名×1 単位の計 2 単位

(指定介護予防介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第9条 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

一 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ その他必要な身体介護

エ 養護 (休養)

二 健康状態の確認

三 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス (アクティビティ・サービス) を提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション (アクティビティ・サービス)

ウ グループワーク

エ 行事的活動

オ 体操

カ 趣味活動

#### 四 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

#### 五 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・ 入浴形態
  - 一般浴槽による入浴
- ・ 介助の種類（必要に応じて行う）
  - ア 衣類着脱
  - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
  - ウ その他必要な介助

#### 六 食事サービス

- ア 準備、後始末の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助

#### 七 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ 住宅改修に関する情報提供
- エ 家族介護者教室の開催
- オ その他の必要な相談、助言

（指定介護予防認知症対応型通所介護計画の作成等）

第10条 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に指定介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（通所介護の利用料）

第11条 本事業所が提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

|         |       |                  |
|---------|-------|------------------|
| 一 昼食弁当代 |       | 時価の変動があるため別紙に定める |
| 二 おむつ代  | 紙おむつ代 | 時価の変動があるため別紙に定める |
|         | 紙パンツ代 | 時価の変動があるため別紙に定める |
|         | パット代  | 時価の変動があるため別紙に定める |

- 三 前各号に掲げるものの他、指定介護予防認知症対応型通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費
- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料の支払は、指定金融機関口座からの引き落としにより、指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

三島市

（サービスの提供記録の記載）

第13条 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について、利用者に代って支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第14条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

（苦情処理）

第15条 提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

（損害賠償）

第16条 利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理）

第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応方法）

第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡を行うとともに、適切な措置を講ずる。

(事故発生時における対応方法)

第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供中に事故が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、利用者様の家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第20条 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第21条 利用者及びその家族は、利用中止の際は、利用日の前日までに速やかに事業所に連絡するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 虐待の発生又は再発を防止するため以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催（テレビ電話装置等の活用を可能とする）し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 措置を適切に実施するための責任者を置く。

(身体的拘束等の適正化の推進に関する事項)

第23条 不当な身体拘束をなくし、高齢者の尊厳を守り虐待の発生又は再発を防止するため以下の措置を講じる。

- (1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- (2) 身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第24条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 階層別研修 随時
- 2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人静和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(施設名称について変更)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条 一 昼食弁当代について一部改訂)

この規程は、平成 27 年 9 月 16 日から施行する。(第 18 条 緊急時における対応方法について一部改訂)

(第 19 条 事故発生時における対応方法について追加)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(第 7 条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。一部改訂)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 22 条 虐待の防止のための措置に関する事項について追加)

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。(第 11 条 一 昼食弁当代及び 二 おむつ代について一部改訂)

(第 22 条 虐待の防止のための措置に関する事項について一部改訂)

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。(第 23 条 身体的拘束等の適正化の推進に関する事項について追加)